

令和5年度 第3回徳島県男女共同参画会議 議事概要

1. 日 時 令和6年1月30日（火）午前10時30分から正午まで
2. 場 所 徳島県庁10階大会議室
3. 出席委員の氏名
 - 阿部 頼孝 徳島文理大学名誉教授
 - 齋藤 敦 徳島県労働組合総連合幹事
 - 斎藤 誠一郎 徳島県医師会常任理事
 - 佐藤 かおる 徳島労働局雇用環境・均等室長
 - 佐野 崇之 公募委員
 - 齒朶山 加代 部落解放同盟徳島県連合会副執行委員長
 - 坪内 奈津子 徳島県女性協議会会長
 - 鳴滝 貴美子 和田島漁業協同組合女性部部長
 - 坂東 良美 徳島大学AWAサポートセンター長
 - 平野 文子 徳島県助産師会監事
 - 藤田 育美 徳島県婦人団体連合会会長
 - 三木 裕子 日本労働組合総連合会徳島県連合会女性委員会事務局長

<会議次第>

1 開 会

未来創生文化部長あいさつ

2 議 事

- (1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（案）について
- (2) その他

3 閉 会

<資料>

- 資料1 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」概要
- 資料2 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（案）
- 資料3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（素案）に係るパブリックコメント実施結果

<議事概要>

1 議事（1）「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」（案）について事務局（男女参画・人権課）から説明。

2 質疑応答・意見交換

（会長）

事務局の説明の中で、パブリックコメントの実施結果の46番、「当事者にとって温かみのある、身近に感じられる名称にさせていただければ」という意見については、検討部会において県側からは、「DVの計画の名称と揃えた表現となっているので、できましたら現在の名称のままでもいい」と説明がございました。部会で検討した中では「事務局の案どおりで」ということになりましたが、何か委員の皆様の中で特別なご意見があればお願いしたいと思います。事務局から何か補足することがありましたら。

（事務局）

計画の名称についてでございますけども、今、会長の方からも説明していただきましたとおり、DVの計画がございます。この名称は、「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」という名称になっておまして、これに揃えたかたちでこの計画案の名称もつくっていただけると考えております。それと、計画の名称ですけども、工夫するにしても困難な女性の支援というのを入れなければいけないので、限界もあるのでなかなか工夫した名称もつくりづらいというところもありまして、できましたらこの案でいかせていただけたらと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（会長）

いかがでしょうか。このままでいかせていただいてよろしいでしょうか。何かご意見はありますか。はい、どうぞ。

（委員）

名称の問題ですけど、神奈川の分については、神奈川を付けるか付けないか、徳島を付けるか付けないかということは別問題として、困難な問題を抱える女性等という等が神奈川の場合は入っているんですね。なぜ等が入っているのかなというふうに思うんですが、ひとつは、男女参画の計画を考えるとLGBTQだとかそういう問題をかなり広範囲に入れると、男女差の問題がわかりにくくなってしまうという意味で、LGBTQなんかは人権政策の中に入れていくべきではないかということ阿南と一緒に論議をいただいている座長さんなんですけれど、そういう意見をちょこちょこ言っております。ただ、ここで女性等と入っているのは、やっぱり女性を自認している人、女性なんだけれど男性を自認して女性というようなことで被害を受けるってことを考えたら、この等って、単なる言葉ではないのかなという、いろんな事を含んでいるのかなというふうに先程読ませていただいて感じているところなんです。基本

的には、困難な問題を抱える女性云々の基本計画っていいんですけども、わざわざ等が入っている意味は一体何なのかっていうことを、一応みんなで話し合いをしておく必要があるのではないかなと思ひまして、意見を言わせていただきました。

(会長)

ありがとうございます。46番を見ていただきますと、例えば神奈川県では、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（仮称）」とするという、等が入っているんですね。徳島の場合はそのあたりどういうふうを考えるべきかというご提案、ご意見だと思うんですが、いかかでしょうか。今回、元々の法律は、「困難な問題を抱える女性」っていうことになっているんですね。では、事務局から少し説明お願いいたします。

(事務局)

今回の計画ですけども、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて作るものです。法律には、等という文字は入ってないです。それに基づいて作っていますので、当初から入れてなかったんですけども、問題になりますのは、恐らくトランスジェンダーで、性自認が女性である人、その方をこの計画には当然、性的マイノリティの方には配慮すると文言として入っています。一方で、そういう方に対する支援を他の支援対象者にも配慮しつつ関係機関等連携して、可能な支援を検討していくということで、その人たちを支援することに対して同じ場所で抵抗感があるような方がいますので、そこについては慎重にしていきたいと思いますというようなことが、国の方の文章で出てきております。「等」については、我々としましては国の法律に基づいている計画ですので、国の法律名に基づいた計画内容でいかせていただいたらなというふうに考えております。

(会長)

ただ今事務局からは、元々の法律がそういうふうなことなのでということで、ご説明があったんですが、委員さんいかがですか。

(委員)

国の法律に全てが一緒でなければならないということはおそらくはないだろうと思います。ただ、憲法の精神やそれから法律を作っていくことの精神が違わなければ、県や市町村で柔軟な内容を作るということは、それは私構わないだろうと思います。ちょっと今思い出せないんですけど、国はこういう法律を作っているけれども、県や市町村の段階ではこういう作り方もあるんだというようなことを、つい最近聞いたような気がいたしますので、なにもかも国通りでなければならないということはないだろうと思います。特にトランスジェンダーの問題は国の作っている法律の方がとても問題があったりしますので、できれば、本当にそういう人たちの苦しみが救われるような中身で、これからは作っていかなければならないだろうと思うんです。

一つ提案ですけれど、わざわざ「等」という言葉を入れていること、無視するわけではありませ
せんし、先程課長さんの方から説明いただきましたように、きちんといろんな人たちに配慮した
中身になっているっていうことは、私も読ませていただいて、私もそうだなと思います。なので、
結論ですけれど、神奈川がなぜ「等」を入れたのかっていうのを少し調べていただいて、検討部
会や会長さんにお任せしますので、なるほどというところがあれば「等」を加えていただいても
いいし、いや、そこは、意味はわかるけど県の計画で十分大丈夫だっていうことであれば、決定
していただければというふうに思いますので、そこらへんよろしく願いいたします。

(会長)

ただいま委員から非常に思いやりのあるご発言いただいたんで、神奈川の方でどういう議論を
踏まえてこの「等」というのを入れたのかどうかを事務局で調べていただいて、その結果を検討
部会の中でお諮りする時間的な余裕もないと思いますので、私と事務局との方で預からせていた
だくということでもよろしいでしょうか。では、そういうことでお願いいたします。他の委員さん
いかかでしょうか。

(委員)

このパブリックコメント、6名の方から46件という素晴らしい意見をいただいていると思う
んですけれども、どのような関係の方からの提案ということは分かっているのでしょうか。

(事務局)

事務局の方はどなたかからっていうのは分かっていますけれども、これは個人情報に関わるこ
とですので一切外には出しておりませんので、ご理解いただけたらと。

(委員)

それは分かるんですけれども、アンケートの中に101名とか女性の人数が出てくるかと思う
んですけど、その人数っていうのは、こういう提案をいただいた方等にはアンケートを取ってい
るんですか。

(事務局)

まず、この101名ですけども、これは、徳島県のeモニターアンケートで、eモニターにな
っていただいている方からアンケート取っている結果をここに掲載させていただいたおります。

(委員)

じゃあ、どうしてこういうふうな提案、素晴らしい提案だと思うんですよね。そういう方にア
ンケート等を取れるようにはお考えじゃないんですか。

(事務局)

このパブリックコメントとは、別に考えていただきたいんですけども、今回の計画でも女性支援を行う民間団体の方には直接ヒアリングをさせていただきまして、いろいろ意見聴取をしております。現場の方、専門家の方。その意見も踏まえた上で、一番最初の案を作っておりますので、専門的な意見は最初の段階で既に聞いています。

(委員)

そうなんですか。わかりました。

(会長)

今、委員からご意見があったんですが、確かにパブリックコメントを見させていただいて、非常にレベルが高いっていうか、敬服するような意見がほとんどですよね。向いている方向は同じで、しかも、もっと深く、先へという感じのパブリックコメントが非常に多いので、県民の皆さんの中にも非常に関心を持っていただいている方がいるってことがまず一番ですね。それと、県が非常にそれに対して真摯に対応して、せっかくいただいた文言をなんとか活かさないかっていうその努力をしているってことは、私は評価できるんじゃないかなと思います。パブコメは、男女参画・人権課の場合、特にね、非常に誠実に対応してくれているということを感じております。

他の委員さんいかがでしょうか。

(委員)

この支援法に関しては、非常に女性にとって風が吹いてきたというような評価をされております。それで私、要望が1つと、この基本計画について急な申出なんですけれども、追加が2つあります。

パブコメの33番のところですけども、困難な女性になる状況の一番は、性被害者です。学校で「生命(いのち)の安全教育」が県下の学校で実施されることは大きな前進と言えます。子どもたちが嫌われてもいいから、ノーと言える自己肯定感を育てることが性被害に遭わないことだとも言われていますが、日本の子どもは、とても自己肯定感や主体性が低いとあり、ジェンダー先進国は、成績よりも自立を高めることの教育です。日本は、一斉教育であり、休憩時間無し教師の多忙さも影響しています。「生命(いのち)の安全教育」には、県内で熱心に性教育に取り組んでいる方たちがありますので、積極的に専門的立場の方たちにお任せさせていただきたいということが1つです。

それと、今、文部科学省では包括的性教育については、あまり望んでいませんけれども、やっぱり日本も世界レベルの包括的性教育について今後考えていく必要があると思います。それが要望です。

それと、基本計画についてですが、計画に2点の追加があります。急な申し出ですが、1つは、性加害者を支援する対応についてです。他県の困難な女性支援計画に加害者への適切な対応との

項目がありました。国は、配偶者暴力加害者プログラム事業など、加害者に対する指導実態に向けた調査研究を進めています。性加害者による再犯防止と加害者の社会生活のサポートをすることが重要で、女性の被害と犯罪が減少します。警察は、被害が繰り返さないよう、被害者の意思を踏まえ、加害者検挙と指導計画を行なった被害の発生防止措置を講じていること。本県でも、犯罪被害者支援の条例に二次被害防止とありますが、加害者の更生に特化した相談窓口の設置が望ましいと思います。加害者を救うことは、再犯防止と被害者を作らないことです。まだ全国的に加害者の対応についての取組はとても少ないですが必要です。加害者相談体制整備や、加害者の更生への取組などをぜひ基本計画に入れていただきたいところです。これが1点です。

それと、計画の20ページの3、計画の見直しについてですけれども、3行目の見直しをする場合には、徳島県男女共同参画会議において、計画を実施している中で、新たに計画を盛り込む事項が生じた場合や、基本計画の修正が必要な場合は、本計画の推進及び各施策検証と評価を徳島県男女共同参画会議で1年に一度実施して、女性支援に取り組む民間団体をはじめ、広く県民に意見を聴取することとしますと。この文言でも分かるんですけれども、そこを具体的に1年に一度は、この検証と評価をしていただきたいということで、この文言にしたらいかがなものかと思ひまして、提案させていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございます。前半は要望で、後半の方は、こういうふうにしたらいかがかというご提案をいただいたというふうに思います。まず、後半の方から言ってですね、第1番目に、加害者救済を、この我々が今取り組んでいる困難女性の計画に入れるかどうかということについて、事務局から何かご意見があればお願いします。

(事務局)

加害者支援の話でございます。困難女性の支援計画は、DVとか性的な被害を受けた女性の方が当然範囲に入っていますので、加害者がいるというかたちになります。一方で、経済的な困窮とか具体的な加害者がいないような場合のケースもあります。加害者支援につきましては、今日お配りさせていただいた男女共同参画基本計画の32ページを開けていただけましたら、下段に加害者の再犯防止に関する取組という項目を作っております。ここは何の項目かといいますと、28ページまで戻っていただきましたら、女性に対するあらゆる暴力の根絶のページで、こういう取組をしていこうということで、項目を既に入れさせていただいているところです。ですので、困難女性の方は対象が広いので、あえてこういう項目は入れてなかったんですけども、男女共同参画基本計画でこういう項目を入れて取り組んでいこうとしております。DVの計画にも加害者更生のことについて触れている部分がございます。県としては他の計画で盛り込んであつて対応しているというふうを考えていただけたらというふうに考えます。

(委員)

まだ全国的に警察の方でも性加害者の対応についてと、そういった協議についてはまだ少ないんですよ。それで、私が見た県についても条例の中にはこういったことが含まれております。それをわざわざ特化して、性加害者への支援ということについて、この基本計画の中に入れておりますので、これに書かれていることと、基本計画の中に入れてあるっていうそういったことの、例えば、わざわざと言いますか、そこに重みがあるのかなということでも提案させていただいたんです。性被害者については、非常に悲惨な思いをされて、これが一番に困難な女性を生んでいる状況がありますので、それを加害者が少しでも自分の状況がよくわかって、二度と加害者にならないようなそういった状況を作ることが必要かと思ひまして、提案させていただきました。警察でもしておりますけれどもね、今まで。十二分にしていると思うんですけれども、そこをわざわざ入れたのは、加害者についてもまだまだできることがあるのではないかとということも1つはあると思います。

(会長)

実はこの話っていうのは、今日初めて出てきた話なんですよ。それで委員さんは、検討部会の中のメンバーでもいらっしゃって、前回そういうお話をさせていただいていけば、皆さんで議論する機会があったんですけども、今日初めてのご提案ということなので、事務局とも預らせていただいて、考えさせていただきたいと思ひます。私の基本的な考え方としては、非常に包括的ないろんな取り組むべき課題については、男女共同参画基本計画の方で触れているわけです。それと、困難女性は現実にそこで困っている人に対して、業務は現場からすれば多岐にわたっておりますのでというふうな感じもしております。少し事務局とも相談させていただきたいというふうに思ひます。

それから、最後のところでありました見直しのところね、見直しについては事務局何かご意見ありますか。

(事務局)

計画の見直しと申しますか、進行管理の部分でございましてけれども、この男女共同参画基本計画は年に1回は、今回こんな取組をしまして、こうなっていますというように実績をご報告させていただいております。この基本計画と合わせて困難女性の計画の進行管理もしていけたらなというふうに考えております。ですので、年に1回と書かなくても実質的にそのようなかたちで運営させてもらえたらと思っております。

(委員)

検討部会の時に加害者の支援については、私、他の県のいろいろな状況が把握できてなくて、それで、その後いろいろな県を調べていたら、この加害者の支援というのがありましたので、やっぱり被害者の支援が一番ですけれども、加害者について二度と再犯を起こさないという意味でいいと思ひましたので、提案させていただきました。

(会長)

ありがとうございます。貴重なご意見で、常に我々自体がオールマイティーではありませんので、そういう課題があったときに、初めていろんな他府県のものも調べたり、学習していけると思いますので、そのことについては、また事務局と十分に検討させていただきたいと思います。

それから、委員さんからのご発言の中に「生命（いのち）の安全教育」ってということに関するお話がございました。今日、教育委員会の先生方にお越しいただいているので、事務局の方から昨今の徳島県における性教育、それから、「生命（いのち）の安全教育」に関する取組について、概略をお教えいただいたらありがたいと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

令和5年度からすべての学校で「生命（いのち）の安全教育」を推進しております。児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、ホームルーム活動や、保健体育など教科・科目や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じ、子どもたちを性犯罪、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもしないという取組を推進しているところです。ご質問いただきました専門的立場の方でございますが、県の人権教育指導員や、徳島被害者支援センターの方をお招きする講演会も行っております。また、文部科学省が作成いたしました「生命（いのち）の安全教育」についての動画教材もございます。これらの視聴により児童・生徒対象の授業、講演会だけではなく、教職員研修にも用い、専門的立場の方と連携して推進を行っております。

(会長)

特に去年の実例を教えてくださいませんか。

(事務局)

第2回会議で回答いたしました阿南市の状況ですが、文部科学省の委託でございまして、学校全体の取組の中で、各クラスでの授業や講演会、阿南市教育委員会で養護教諭の研修会などを令和3年、4年で取り組んでおります。その研究成果を引き継いで発展させ、今年度に各校の人権教育の担当者、人権教育主事の研修会で再度取組を紹介するとともに、各市町村の社会教育の担当者の研修会でも、説明・紹介をしております。

(会長)

ご承知のように、男女共同参画は、割と当初から風当たりが強かったんですね。バックラッシュっていう時代がありまして、男女共同参画がターゲットにされた時期があって、それと呼応するように性教育がターゲットにされて、行き過ぎた性教育という批判があって、ご承知のように、はどめ規定っていうふうなことがあったりして、今から考えると、WHOの包括的性教育っていうグローバルスタンダードからすればかなり遅れてしまっているんですね。現場の声で一番大きな声は、望まない妊娠。このことによって、特に女性が、その人の人生そのものに関わるような

大きな傷を持つことになるので、文部科学省の方で社会的な世論の大きな変化もあろうと思うんですが、そういったものを受けて動き出しているというところだろうと思います。この動きを大事に我々もバックアップしていく必要があるんでないかと考えております。

それでは、それ以外の委員さんいかがでしょうか。

(委員)

さっきの「生命（いのち）の安全教育」の件で、すべての学校において令和5年度から実施という話だったんですけど、それって推進はされているのかなと思うんですけど、本当にすべての徳島県内の小中学校、高校で今までやってないような性教育とか「生命（いのち）の安全教育」っていうのが実施されているかっていうところは、本当のところはどうなのかなっていうのが疑問に思っています。というのは、徳島市の小学校に自分の子どもが通っているんで、性教育とか「生命（いのち）の安全教育」とかを学校側にして欲しいという話をしていたりというところで、うちの学校に関しては前向きに考えてもらって、来年度からするために計画を立てるのに人権教育課さんとかに研修を受けて、来年度からやっていきますって話かなと思うんですけど。ただ、小学校のPTA会長もしているんで、徳島市のPTA連合会にも入っているんですけど、そこで、去年の11月に徳島市の教育委員長と懇談会があって、徳島県でも推進しているんですけど、徳島市の教育委員会としても徳島市の小学校や中学校に対して、その時はまだ「生命（いのち）の安全教育」とか分かってなかったんで、包括的な性教育を推進して欲しいですっていう話をしたときに、教育委員長の回答としては、子どもの発達に合わせてやっていますという話だったんで、それは多分その回答、本当に性教育をやっているっていうよりかは、今までやってきているような保健体育とかそういう今までのカリキュラムでのやっているっていうような回答かなと思っていたので、あまり、今までやっていなかったことに対してこれからやっていきますっていう話でなかったんで、多分推進はされているのかなと思うんですけど、じゃあ本当にどういった形で実施されているかっていうところをきちんと見ていただいて、そうしたら、学校によってできているところとできてないところが多分すごく差が大きくなってくるかなと思いますので、では、できてないところにどういったかたちで本当にできるようにしていくかっていうところをもう少し考えていただきたいなというところかなと思っています。先程言った各市町村に教育委員会もあるかと思っていますので、そこも同じような考え方で、

どの市町村でもきちんと「生命（いのち）の安全教育」をやっていくんだっていうようなことをちゃんと出してもらったら、学校はそれに合わせてやっていくかなあと思いますので、県だけじゃなくて市町村とも連携しながら進めてもらいたいなというところが1点。

今回の計画について、前回も言ったんですけど、計画の内容について、ここをこうして欲しいというのは特にあまりないんですけども、14ページを見ていただいて、各関係機関との連携だったりとか支援体制のイメージ図を書きいただいているんですけども、今回、困難な女性に対する支援の話もあるんですけど、子育て支援の話とも同じかなと思っていますんですけど、支援を受ける側ですね、今回で言ったら、困難な問題を抱えている女性が、多分、どこかに対して警察

かもしれんし、民生委員かもしれんし、市町村かもしれんし、女性相談支援センターかもしれんし。どこかの団体関係各所に対して、多分まず引かかるというか、相談だったりとか繋がるきっかけがまずあると思うんですけど、そこが他の団体、もしくは窓口と連携があって、1つどこかと繋がったらきちんと支援がうまく繋がっていきけるような、きちんと連携っていうのが取れるのが一番いいかなと思っているので、その辺具体的にまだ計画の段階なんで、この段階でどうっていう話ではないんですけど、今までできてないことに対して、この計画を踏まえてこれからこのようにやって、今まで連携できてなかったところがこういうふうに連携できるようになったよっていうようなところも、また今後、会議なんかよくわからないですけど、見えるかたちでまた報告いただいて、この問題に対して徳島県がより良くなっていったかってところで、わかるように示してもらえるといいかなと思いました。

(会長)

ありがとうございます。委員からご発言ありましたように、特に第1点の方は、教育委員会で県レベル、それから市町村で多少のタイムラグ、時間差はあると思います。連携はどういうふうにされているかについて、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

ご質問いただいた市町村教育委員会との連携について、市町村教育委員会の担当者、社会教育等の担当者の情報提供を行っております。各学校においては、実態把握に努め、「生命（いのち）の安全教育」の各発達段階におけるねらいを達成できるような取組、困っている児童・生徒に必要な情報が届くように努めて参ります。

(会長)

第2点で、こども女性相談センターとかいろんなところに繋いで、どういうふうな結果ができたかというようなことをフィードバックするような機会を設けてはどうかというお話だったと思うんですけど、なにか事務局の方から補足される点がありますか。

(事務局)

今回の計画で連携っていうのが1つの柱になっています。この中でも市町村の連携、民間団体の連携、他の関係機関との連携で大きくページを割いて作っているところがございます。ですので、今後一層、具体的にどんな連携していくかっていうのは、この計画の後、来年度の話にはなってしまうと思うんですけども、その結果、どういう連携ができてどういうふうに良くなっていったかが示せるように、ちょっと今すぐにどんなかたちがあるのかっていうのはわからないんですけども、そのあたりも考えながら来年度やっていきたいと思っております。

(会長)

よろしいでしょうか。せっかくの機会ですので、ご出席をいただいている委員さんにできるだけご意見をいただきたいと考えております。どなたでも結構ですのでいかがでしょうか。

(委員)

先程から話題が出ております、資料3の9ページ、34番をご覧ください。このパブコメの中のご意見で非常に大きいスペースで記載して下さっていますが、WHOでは、このSRHR、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツというのを提唱しております。我が国のSRHRに関する問題点は、例えば母体保護法の問題、これは、中絶保護の法律ですね。それから、今出ております包括的性教育の未発達、それからLGBTQへの差別、男性主体の避妊法、性暴力の問題、それから産後うつなどの問題、それからプレコンセプションケアの認知度の低さ、これは、プレコンセプションケアというのは、妊娠前から妊娠しやすいような身体に注意して、性病にかかりにくくするとか、妊娠しやすい年齢のことも考えての人生設計っていいですか、そういったものの認知度が低い。それから不妊症全体への理解不足などというのが挙がっています。

それで、この中で特に人工妊娠中絶というのは、県の方の意見にも出てきておりますが、高等学校の学習指導要領にはありますよというふうに出ていますが、この辺も最近変わってきて、経口妊娠中絶薬というのが昨年承認されております。もう既にドクターのところに行ったらもらえるような状況になっております。

それから公費負担。人工妊娠中絶には今公費負担が原則ありません。あるのは不同意性交の場合、それから矯正医療の場合、これは刑務所などで服役している方には公費負担が出るようです。それから中期中絶の場合は、出産育児一時金として出ております。これだけでございまして、それ以外は全部自費のはずでございまして、こういった公費負担のことも要望としては出てきておりますので、女性の持つ権利として重要だというふうにご意見もいただいておりますが、その通りでございまして。

(会長)

特に何かご質問というのではなかったんですね。

(委員)

この34番の方の意見は非常に現状、的を射ているような話が出てきているなと思いましたが、人工妊娠中絶というのは非常に大事な問題だと思いました。

(会長)

先程申しましたけれども、このパブリックコメントを書いていた方、どこのどなたか存じませんが、非常にレベルの高い方が、皆さんそれぞれご意見を出していただいていると思います。

(委員)

困難な問題を抱える女性をなくすという意味合いで、こちらの資料2の基本計画の20ページの計画の目標指標の基本目標3にも書いていただいていますけれども、そもそも相談窓口があるということを知ってもらってということが大変必要だと私も思います。それから基本目標2のところで、場合によっては一時保護をしてくれるような施設をたくさん作る、これも非常に重要なことだと思います。それはどちらかというと、支援が必要な女性に対するというような視点だと思うんですが、それに対して基本目標1で、支援をする団体を助成して支えるっていうようなこともこれも重要なことだと思います。ただ最終的に、困難な問題を抱える女性を支援するということに関しては、その女性が最終的に自立して生活をしていくというようなことが必要なんだろうなというように私は思っています。これに関して、計画案の18ページ、基本目標2の7と8のところで触れていただいていますけれども、ただ、ちょっとこちらでお願いしたいなと私自身が思うところは、7番のところに経済的支援とか生活支援とか就労支援というようなことをすると書いてくださっているんですけども、やはり徳島県は、まだ男女の賃金格差というものが全国平均よりは高いかもしれませんけれども、まだ賃金格差があるということもあると思いますし、また、男女を含めた意味合いで、地域間の賃金格差というようなことがあろうかと思えます。そうすると、東京なんか比べて、女性が一人で生活をしていく、あるいは子どもさん抱えて生活をしていくというようなことになるとすると、東京などに比べて生活しにくいということもあろうかと思えますので、そういった男女間の賃金格差であるとか、地域間格差というようなことを念頭に置いて、支援をするというようなことを運用することにおいてしていただければと思います。要望ですけど、どうぞよろしくお願いします。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。まだご意見をいただいていない方から感想でも結構ですのでお願いします。

(委員)

感想になります。事前にこういったパブリックコメントの意見の資料をいただいておりますので、読んで参りました。先程から議論になっておりますけれども、本当に県民の皆さんがこういった問題に対してすごく高い関心をお持ちなのだということを感じましたし、また、先程会長さんがおっしゃっておられたように、事務局の方でこういった意見を本当に丁寧に拾って反映させていただいているんだなと思ひまして、感謝申し上げます。

先程議論になっておりました、神奈川においては女性等ということで、等が入っているというところですね、本当に私の感想でございますし、会長さんおっしゃっていたように神奈川の方に確認をいただいて、事務局ともまた議論を深めていただくということで、一任するところというところに異論はございません。ただ、等というところが入ってしまうと、やはり対象としては広がってくるのかなと、広がることももちろんメリットの部分もあろうかとは思ひますけれども

も、そうなる計画そのものの中身の一つ一つに全部等を入れてくるのかというところですか、先程出て参りました14ページに出てきます関係機関、こういったところにどなたかが支援を求められる、相談をされるというようなときに、すごく広がってしまうことによって大変な状況になってしまわないかなというところは少し懸念があるのかなというところは感じたところでございます。先程申しましたように、会長さんと事務局の方で確認をいただいて、会長さんとまたご議論いただくということに異論はございませんので、感想的な部分でございますけれども、私からの意見は以上です。

(会長)

ありがとうございます。今回の法律の目的は、現実に目の前で本当に立ち尽くして困っている女性がいて、その人たちに対して救いの手を差し伸べないというのは、忍びないということだと思います。もちろん優先順位はあると思うんですが、現実に社会の下部構造があって、集中的に弱い立場の人にそういう問題が現れるという、そういう特徴があると思います。ですから、そのあたりも含めて、等についてはまた検討させてもらいたいと思います。それでは、次をお願いします。

(委員)

この徳島県基本計画の15ページで、人材育成・研修、調査研究等の推進というところの二つ目に、相談員ひとりが問題を抱え込むことのないようにということで、例えば、この相談員の方がすごく困っているとか問題を抱えているということをどうやって見つけるというか、どうしたらこういうことがわかるのかなということや、相談員の心身の状態に配慮すると共にスーパーバイズ等を実施するというふうに書かれておまして、組織全体でというのは、このこども女性相談センターの中で、こういうふうなことを検討していくということなのか。例えば、相談員の方の上司の方がスーパーバイズするのかがちょっとわかりにくかったですけども、教えていただけたらと思います。

(会長)

貴重なご発言ありがとうございます。事務局から、今のご質問にお答えいただけますか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。まず、相談員ひとりが問題を抱え込むことのないように組織全体で困難事例の対応を検討するなど、組織的にというところでございますが、まず、困難を抱える女性の方が、相談にいらっしゃったとして、まずは相談対応するのが相談員になります。一人で連携先を考えるであるとか、その方に寄り添った支援の決定をするのではなくて、話を聞いた者が、他の職員と事例検討のようなかたちで、その日あった相談内容について共有し、一緒に支援方法を考えていくというよう対応をとっております。その中で必要があれば、同じ組織内の児

童担当の者とも共有したり、所属長である所長もはじめ、所内での協議というようなところによっていっております。その次にある、相談員の心身の状態に配慮するとともに、常に上司である職員がその方の様子を見て、ちょっとしんどそうだなとかというところには、できるだけ声をかけたり、日頃の事例の共有の中で汲み取るような配慮をできるだけ行っております。その他、スーパーバイズ、他機関の先生方をお願いをしまして、日頃の事例について、その対応でよかったのか、また、どんな対応があったのかというようなことを検討する機会を年間何度か行っております。それについては3センター、それから、市にごぞいます配偶者暴力支援センターの職員も対象として研修会のようなかたちでスーパーバイズいただいております、資質の向上に努めているところでございます。

(会長)

相談センターでお勤めになっている職員の方の健康面、メンタル面でのケアというのは非常に大事だと思います。いいご質問をしていただきまして誠にありがとうございます。

(委員)

私も他の委員の方がおっしゃられたように、いろんな取り組みが必要だと思います。助産師も看護師さんも取れるのですが、受胎調節実地指導員という資格があるのです。それは、県からもらっているのですが、そういう資格を持っている専門職の利用として、産婦人科の先生、助産師に、もっと性教育に積極的に呼びかけていただけたら活動できるのですが、今は受け身のかたち、県の方から学校の方から依頼を受けて助産師が出向いていくのですが、できれば私たち専門家をもっと活用する方法を考えて進められたらいいかなと思います。

もう一つは、先程、経口中絶薬ができたという話が出ましたが経口避妊薬といってほぼ100パーセント確実に避妊できる薬もあるのです。そのことが人工妊娠中絶を考える前に、避妊法を知識として持たれていたらと思います。広めていくためには私たちをもっと活用していただければいいかなと思います。これから女性として一人の人間として、やはり、女性が一番幸せな、幸福な、楽しんで育児ができるような社会を目指していけば、みんなが良くなっていくのではないかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。今おっしゃっていたのは、いわゆるピルということなんですか。

(委員)

ピル、いわゆる経口避妊薬は、低容量ピルというのは今から25年くらい前に、日本は先進国、国連加盟国では最も遅く承認されたんですね。その頃も日本に導入するときにはいろいろな抵抗がありまして、ご存じかもしれませんが、日本の女性が不貞になるというか、性行動が変わってくるのか、そういうふうな変な意見もあつたりして、なかなか国会でも通らなかつたりしたよ

うですが、現在のところは、ピルのお薬は産婦人科に行けば手に入るようになっております。

(会長)

はい、わかりました。

それでは、まだご発言していない委員さんお願いします。

(委員)

皆さんの話を聞きまして、私も長いこと会議に参加させていただいているんですけど、自分もレベルが低いなと強く感じております。何かと言いますと、私も保護司をしたりとか、そんなのもしていろいろ相談も受けるんですけど、一般の人っていうのは、この男女共同参画とかそういう会議があることすら知らない。だから、私たちの団体っていうのは、こういうことになかなか関心がない、防災とかそんなところに頭がいて、ここまで頭がいてない場合があるんですよ。でも、今の子どもさんたちは性教育っていうのは非常に大事なことでね、我々が出来ることっていうのは、こういうことを県も国もみんな考えているんだよというようなことを広報していかないと、もっとレベルがどンドンどンドン。レベルが低いんですよ、みんなね。だから我々のお婆ちゃん方も、こういうことをもう少し団体の中でも一般の人にも、こういうことを国は考えているよと、こういうことがあるよというようなことを広報していく必要があるんじゃないかと。確かに、パブリックコメントもちょっとレベルの高い人よね。だけど本当はもっとレベルが低いですよ。妊娠したらどうしようとか、何にも知らない子どもたちとか親とかお婆ちゃんがおるから、もう少しレベルを下げた段階でやっていったら、広報していかないといけないなということを強く感じました。

(会長)

はい、ありがとうございます。ちなみに男女共同参画基本計画の簡易版は作る予定はあるんですか。

(事務局)

ございます。

(会長)

計画本体の冊子はちょっと厚くて、なかなかお金も掛かると思うんで、これの縮冊版を作って、また関係各方面に配布するというように聞いております。

それから、続きましてお願いします。

(委員)

最後ということでちょっと重複するところもあるかもわかりませんが、ジェンダーという意味

ではどんどん意識が高くなっているのかなというふうに感じますし、一方で全くこういう法律ができるってことも知らない人もいて、本当に極端かなと思っております。ここからまた見直すうちに、どんどんより良いものになっていくのかなという気はしていますが、連合女性委員会で私は普段運動しているので、多様性を認めあう社会づくりということで、運動方針に掲げている中で、先程他の委員さんがおっしゃった、女性等に等を付けるというのが本当に望ましいのかなというふうに思っております。幅が広がって対応がとってという面があるかとも思うんですが、私ちょっと聞いたんですけど、女性相談センターが3箇所もあるっていうのは、全国でも徳島だけというふうに聞いたんですよ。なので、対応もそういう意味でも徳島が先駆けになってもいいんじゃないかなというふうには感じました。

それと、まずは周知ですね。本当に相談してみようと、一人じゃないと、安全だというふうに見えるようなところを作っていかないと、それには届く周知方法が本当に大切だなというふうに思っております。私どもに寄せられる相談の中でも、まず、家族で負担すべき育児や介護が全部女性に偏っていて、そこから起きる家事役割分担意識が低い夫からの暴言だとか、そこからまた今度は、自分が弱者、子どもへとかの強い叱責が起きたりとかいう悪循環に陥っているっていうんで、ここからどんどん、どんどんエスカレートしてくるというのものもあるのかなというふうに思っておりますので、私たちも困難な女性の支援法ですか、着実に実行していけるように推進ができたかなと思っております。ですので、3. 8国際女性デーなどの講演の活動で、戒能民江さんをお招きして講演をしてみんなに知ってもらってというところから始めていこうかなとは思っておりますので、またよろしく願いいたします。

(会長)

3月8日ってまだこれから先の話ですか。またチラシ等できたらお見せいただいて、できる範囲の中でまたこの会の中でも共有したいと思っておりますので、よろしく願います。

そろそろ終了時刻が近づいております。ぜひこれだけは言っておきたいということがあればお受けします。

(委員)

ちょっと言い忘れていたので、最後に一点だけ。

男女共同参画基本計画の35ページの(2)若年層への妊娠等への支援の話で、性とカラダのみらいナビのツールを作られたと思うんですけど、ライン登録をして中身をちょっと見させてもらったんですけど、よくできているなというところが、チラッと見た感じの感想なんですけど、後はじゃあこれをどうやって周知していくところかなと思うんですけど、1つは、先程いった「生命(いのち)の安全教育」にときに、リーフレットか何かで渡してっていうのも1つの方法かなと思うんですけど、中学生・高校生に対してどうやって届けるかの話と思うので、中学生とか高校生に集まってもらって周知方法考えてもらうとか、実際動画を作ったりとか、どうやって周知するかまでを子ども対象にやってもらったら一番いいのかなと思ったりするので、徳島県さんが

考えると難しいところもあるかと思うので、実際、対象者に考えてもらうのがより効果的かなと思いますので、そのへんも是非検討いただけたらなと思います。よろしく申し上げます。

(会長)

はい、わかりました。

(委員)

先程はあまり大きな意見ではなかったのですが、これから言おうと思っていれば、言う機会がないかなと思っていたんですけど。

パブリックコメントを受けて、困難な女性の中に同和問題等ということで、加えていただいております。ありがたいと思います。ただ、同和問題という言葉がひょっとしてこれからはずっと続いていくのか、2016年に部落差別解消推進法というのが出まして、部落差別だとか部落出身者とかというふうな言い方が、これから普通になっていくという意味では、同和問題でいいのかなという気がいたします。見直しがあるので、これからまた考えていただけたらというふうに思いますが、法律を受けて作るのであれば、部落出身者という基本的な言葉にこれからはなってくるということで認識をしていただけたらというふうに思います。

それと14ページのところですが、支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関のところ、いろんな団体があつて連携していきますよと、それは下の支援体制イメージ図というふうに書かれているんですが、公的な機関で例えば民間、人々と一番密着した場所が公民館ですとか、それから被差別部落でありましたら隣保館なんですね。隣保館は今非常に隣保事業士という資格も取って専門的にやっという、非常に優れて部落差別を認識しながら地域の人たちの相談を受ける場所としてあります。これは法律の中にも書かれています。そういう隣保館だとか、例えば教育集会所、そういうものをこの14ページの関係機関の中にこれからは明記していくべきではないのかなというふうに思います。阿南の総合計画には隣保館だとか集会所入れてありますので、特に困難な女性の地域にある公的な施設ということで、そういう名称も入れていただければありがたいと思います。

(会長)

今、いただいた意見も含めて、事務局の方とちょっと調整させていただいて、あとは時間的なこともありますので、ご一任いただけたらありがたいと思います。

それでは、そろそろ終了時刻も近づいておりますので、以上としたいと思います。本日いただいたご意見を基に事務局で今年度中の計画策定に向け取りまとめたいただけたらと思います。

議題2、その他について事務局から今後のスケジュール等について説明をお願いいたします。

3 議事(2)その他について、今後の計画策定に関するスケジュールについて事務局(男女参画・人権課)より説明。